

稚内市妊産婦健康診査費助成について

稚内市民で下記のいずれかに該当する方は、妊産婦健康診査及び産婦健康診査費用を助成していますので、出産後6か月以内に以下の書類等を持参し、助成申請を行ってください。

<対象者>

①妊婦健康診査または産婦健康診査を道外の医療機関や助産所で受診された方

(道内の医療機関であっても受診票の取扱ができず、自己負担となった場合を含む)

- ・妊婦健康診査費用

(1回あたりの限度額があり、妊婦健診の時期によって異なります)を助成します。

- ・産婦健康診査費用(2回以内、1回あたりの限度額5,000円)を助成します。

②妊婦健康診査の受診票を14回使い終えた後に妊婦健康診査を受けた方

最大2回分の妊婦健康診査費用(1回あたりの限度額3,000円)を助成します。

<申請に必要な書類等>

○医療機関及び助産所で発行した領収書と明細書

※明細書の発行がない場合は、申請時にその旨をお伝えください。



○母子健康手帳

○稚内市が交付した未使用の受診票(道外受診の方のみ必要)

○印鑑

○妊婦名義の振込指定金融機関名・本支店名と口座番号

※ゆうちょ銀行に振込希望の方は通帳を持参してください。

*里帰りなどにより本人が窓口に来れない理由のある時は、代理人が申請できます。

その場合は、委任状(申請書に委任欄がありますので、事前にご連絡ください。)

と代理人の身分証明書、印鑑等が必要になります。



<お問い合わせ先>

稚内市生活福祉部健康づくり課

稚内市中央4丁目16番2号

(稚内市保健福祉センター内)

電話 0162-23-4000